

千葉県報

号外
令和6年3月29日

主 要 目 次	
病院局管理規程	
○ 千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	四
○ 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程	五

病院局管理規程

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和六年三月二十九日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局料金規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、納入通知書により納入すること及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に委託して納付することを妨げるものではない。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第二号

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局組織規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表医療局の項中「新生児・未熟児科」を「新生児内科」に改める。

第九条第二項の表医療局の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。
第十三条第二十項の表総合救急災害医療センターの項及び子ども病院の項中「事務局」の下に「及び看護局」を加える。

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第三号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「をいう」を「（第八項及び第十八項において読み替えて準用する第十七項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条第七項中「次項」を「第九項」に改め、同条第十二項中「第七項」の下に「若しくは第八項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「から前項まで」を「第七項、第九項から第十一項まで、第十四項及び前項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「前項第五号」を「第十項第五号」に、「第八項第二号又は前項」を「第九項第二号又は第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第九項から前項までの規定による休憩時間の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。この場合において、所属長は、当該勤務をする時間と同一の時間数の休憩時間を所定の勤務時間（これらの規定による休憩時間の時間を除く。）の途中に置かなければならない。

第六条中第九項を第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11 所属長は、第九項第二号又は前項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居その他局長が別に定める場所（以下「職員の住居等」という。）における勤務をいい、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居等と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合に該当することとなるときは、当該移動に要する時間を超えない範囲内において、局長が別に定めるところにより当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

12 所属長は、第八項の規定により勤務時間を割り振る場合において、第六条の五第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くことと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長

が別に定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

13 前項の休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告（以下「休憩時間の申告」という。）は、第九項第二号又は第十項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であつて一日の勤務時間が六時間を超える場合においては、一時間（一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合であつて局長が別に定める場合は、四十五分以上一時間未満の範囲内の時間であつて局長が別に定める時間）の休憩時間を勤務時間の途中に置くことその他局長が別に定める基準に適合するものでなければならぬ。

第六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 局長は、職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに病院に勤務する職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第六項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、第六条の三の規定により、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として第六条の四の規定による期間ごとの期間につき第一項に規定する勤務時間となるように、第六項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第六条に次の一項を加える。

18 前項の規定は、職員に第八項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第六条の次に次の四条を加える。

（勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの基準）

第六条の二 前条第八項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 前条第六項の規定による週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。以下「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とする。

二 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

イ 一日につき四時間以上とすること。ただし、休日その他局長が別に定める日（以下この条において「休日等」という。）については、七時間四十五分とすること。

ロ 区分期間（前号の規定による勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日を限度として職員があらかじめ指定する日（以下「特例対象日」という。）（休日等を除く。）については、四時間未満とすることができる。

と。

三 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの時間帯において、前条第九項第二号又は第十項の休憩時間（以下「基本休憩時間」という。）を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を指定した職員の当該特例対象日については、この限りでない。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として局長が別に定める場合に係る前条第八項の規定による勤務時間の割振りについては、局長が別に定めるところにより、前項第三号に定める基準によらないことができるものとする。

3 局長は、第一項第二号から第四号まで（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、当該基準について別段の定めをすることができる。

（勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの手続）

第六条の三 第六条第八項の職員の申告は、庶務共通事務処理システムにより行うものとする。この場合において、当該申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 局長は、前項の規定による申告（第六条第十項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員の申告に限る。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 局長は、第一項の規定による申告を考慮して前条第一項第一号の基準による勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、局長は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該申告どおりの勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長が別に定めるところによること。

二 第六条第十項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員 できる限り、当該勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長が別に定めるところによること。

4 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた勤務時間を割り振らない日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後

の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 第六条第八項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、当該申告に係る休憩時間を置くために勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振りを変更するとき。

三 前項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間の割り振りをを行い、又はこの項の規定により勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振り又はこの項の規定による変更の後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、局長が別に定めるところにより変更するとき。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による申告について必要な事項は、局長が別に定める。
(単位期間)

第六条の四 第六条第八項に規定する期間は、同項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振り(同条第十項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員に係るものを除く。)については、四週間(四週間では適正に勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振りを行うことができない場合として局長の定める場合にあつては、局長が別に定めるところにより、一週間、二週間又は三週間)とし、同条第十項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員に係る同条第八項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割り振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち当該職員が選択する期間とする。
(休憩時間の申告)

第六条の五 休憩時間の申告は、庶務共通事務処理システムにより行わなければならない。

2 職員は、第六条第九項第二号又は第十項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であつて一日の勤務時間が六時間を超える場合には、休憩時間の申告を行わなければならない。

3 前各項に規定するもののほか、休憩時間の申告について必要な事項は、局長が別に定める。
第十条後段を削る。

第十一条第一項中「及び所属長」を削り、「課長にあつては別記第五号様式(その一)、所属長にあつては別記第五号様式(その二)」を「別記第五号様式」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「及び所属長」を削り、同項を同条第三項とする。
別記第五号様式を次のように改める。

第五号様式(第十一条第一項)

(一枚目)

履 歴 書

フリガナ氏名(姓別)	()	写 真	
旧 姓	()	改姓)	
年齢婚姻	年 月 日生	歳	
本籍地	(年 月 日異動)		
現住所	〒 - - TEL. - -	(年 月 日異動)	
学 歴	学 校 ・ 学 部 ・ 学 科	期 間 制 度 区 分	
資格・免許	名 称	取得年月日	
現 勤 務	所 属 名 称 命 令 係 職 職 特 給	採用	年月日
		任用替	年月日
研 修	研 修 先	任用区職	年月日
		任用替	年月日
修 身	事 由	期 間	
休 業・休職等			

(二枚目)

発令年月日	発令内容	発令庁

附則

(施行期日)

この管理規程は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第十条、第十一条及び別

記第五号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一項」を「第十六項」に改める。

(千葉県病院局職員服務規程の一部改正)

3 千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程(令和四年千葉県病院局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び第七項ただし書」を「第七項ただし書及び第八項」に改める。

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎

千葉県病院局管理規程第四号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「の日数」を「並びに同条第八項及び第十八項において読み替えて準用する同条第十七項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計数」に改める。

第十八条第三項中「又は第十一項の」を「若しくは第十六項の」に、「の割振り変更前」を「又は同条第八項の規定により勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り定められている職員の割振り変更前」に、「第六条第十二項」を「第六条第十七項(同条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同項第一号中「又は第十一項及び第十二項」を「若しくは第八項又は第十六項及び第十七項」に改める。

第十九条第一項中「第十一項の」を「第十六項の」に、「第六条第十一項及び第十二項」を「第六条第十六項及び第十七項」に、「第十一項及び第十二項」を「第十六項及び第十七項」に改める。

第二十七条第九項中「期間と」を「期間(局長が定める期間を除く。)」に改め、同項第七号中「及び」を「並びに服務規程第六条第八項及び第十八項において読み替えて準用する同条第十七項の規定による勤務時間を割り振らない日並びに」に改める。

附則に次の一項を加える。

(宿日直手当の特例)

33 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に第二十五条第二項第一号の職員が宿日直勤務を行う場合における同号の規定の適用については、同号中「二万千円」

とあるのは「四万二千円」と、「三万千五百円」とあるのは「六万三千円」と、「一万
五百円」とあるのは「二万千円」とする。
別表第七総合救急災害医療センターの項中「主幹」を「次長」に改め、同表こども病院
別表第十九中

がんセンター 総合救急災害医療セ ンター		看護局長	次長	副看護局長	副看護局長	副看護局長	主任看護師 (技師)
看護局長		看護局長	長	副看護局長	看護局長 (主任看護師)	看護局長 (主任看護師)	主任看護師 (技師)

を

「
がんセンター
総合救急災害医療
センター」

看護局長	次長	副看護局長	看護師長 (主任看護師)	主任看護師 (技師)
------	----	-------	-----------------	---------------

を

「こども病院」を「こども病院」を「こども病院」に改める。

別表第二十四 一 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(三) 精神保健業務
手当の目を次のように改める。
加える。
第百二十八条第一項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。
第百二十八条の二中「(昭和三十二年政令第十六号)」を削る。
別記第三十一号様式中「㉔」を削る。
別記第三十六号様式中「㉔」を削る。
別記第三十七号様式(その一)中「㉔」を削り、同様式(その二)中「㉔」を削る。
別記第四十四号様式及び第四十五号様式(その一)中「㉔」を削る。
別記第四十六号様式中「㉔」を削る。
別記第五十三号様式、第五十四号様式及び第六十四号様式中「㉔」を削る。
別記第六十五号様式中

(三) 精神保 健業務手 当	職員が在宅の精神障害者を 訪問し、患者と接する業務 に従事したとき。	日額 四〇〇円
----------------------	--	---------

附則

この管理規程は、令和六年六月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規
定並びに別表第七、別表第十九及び別表第二十四の改正規定は、令和六年四月一日から施
行する。

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和六年三月二十九日

千葉県病院局管理規程第五号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十一条の二を削る。

第二十六条第一項中「第二十一条の二第一項」を「納入義務者から地方自治法(昭和二
十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二」に、「承認」を「委託をする旨の申
出」に改め、同条第三項を削る。

「
燐
燐

燐	燐
---	---

を

燐
燐

燐	燐
---	---

に

別記第六十六号様式中

購 費	購 費
に	を

改める。
 別記第六十八号様式及び第七十号様式中「**④**」を削る。
附 則
 この管理規程は、公布の日から施行する。

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号
 購読申込先 千葉県 〇四三(二三三)二六五八 県